

入 札 説 明 書

令和6年度加古川水系直轄管理事業

大川瀬ダム水質改善装置改修工事

令和7年6月9日

農林水産省

近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所

加古川水系広域農業水利施設総合管理所

「令和6年度加古川水系直轄管理事業 大川瀬ダム水質改善装置改修工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和7年6月9日
- 2 契約担当官等 分任支出負担行為担当官
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長 三好 真二
- 3 担当部局 〒673-0515 兵庫県三木市志染町三津田1525
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所 経理係
電話番号 0794-87-3321
E-mail kakogawa_soukan@maff.go.jp
- 4 工事概要
 - (1) 工事名 令和6年度加古川水系直轄管理事業
大川瀬ダム水質改善装置改修工事
 - (2) 工事場所 兵庫県三田市大川瀬字荒神釜地内
 - (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
 - (4) 工期 令和7年8月6日から令和8年3月23日まで。(230日間) (予定)
本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。詳細は特別仕様書に示すとおりである。
 - (5) 本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
 - (6) 本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

- (7) 本工事は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 85 条に基づく調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって入札する者に対して、予決令第 86 条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。
- (8) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の 1 年間近畿農政局管内直轄の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の対象工事である。
- (10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (11) 本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係わる確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式（持参に限る）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
- (12) 本工事は、契約手続きにかかる書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (13) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
- (14) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- (15) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日制による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。
- (16) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、週休 2 日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事で

ある。

(17) 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

ア 本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。

イ 本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したものを）乗じて得た各金額について合意する方式とする。

ウ 本方式の実施手続きは、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成 30 年 9 月 21 日付け 30 農振第 1860 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

(18) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(19) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：抜開・除根・除草等

5 競争参加資格

(1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 近畿農政局における令和 7・8 年度一般競争参加資格のうち、「機械器具設置工事」又は「鋼構造物工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記（2）の再認定を受けた者を除く。

(4) 施工実績

ア 平成 22 年 4 月 1 日から申請書及び確認資料の提出期日（別表 1 ①に示す期限日）の前日までに元請けとして自ら製作・架設し、完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては構成員のうち 1 社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。

「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件にしたものである。また据付も同様である。

イ 同種工事とは、「ダム管理設備工（動力式）又はダム水門設備工の、新設・更新又は整備を実施した工事」とし、規模は問わないものとする。同種工事は、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」の場合、「機械器具設置工事（68）－その他機械器具設置工（625）」又は「水門扉工事（59）－ダム用水門扉工（562）」を示すが、CORINS に登録されている工事に限定するものではない。

また、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が 65 点未満のものを除く。

ウ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要（工種・規模等）を記載すること。

（5）配置予定技術者の資格要件確認

配置予定技術者について、建設業法に従って当該工事に配置できるかを審査するため、開札後に評価値が最上位の者に要件を満たすことを確認する技術資料の提出を求める。

なお、技術資料の提出を求めた者が要件に満たない場合は、その者を失格とし、評価値が次順位の者に技術資料の提出を求めて要件を確認する。

ア 資格要件

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、建設業法に従って当該工事に配置できること。なお、主任技術者等を専任で配置することが必要となる工事及び管理技術者の配置が必要となる工事は、建設業法第二十六条条第一項、第二項及び政令第二十七条第一項の定めによる。

ただし、主任（監理）技術者を工場製作・現場据付段階ごとに分けて、別の技術者を配置しても差し支えない。

（ア）平成 22 年 4 月 1 日から申請書及び確認資料の提出期限日（別表 1 ①に示す期限日）の前日までに元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事「ダム管理設備工（動力式）又はダム水門設備工の、新設・更新又は整備を実施した工事」の経験を有すること。ただし、各地方農政局（沖縄総合事務局含む。）の発注した工事である場合は、工事成績評定点が 65 点未満のものを除く。なお、経常建設共同企業体にあつては、1 人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有すること。

（イ）機械器具設置工事の主任技術者等

①主任技術者等（建設業法第 26 条第 1 号（同法第 7 条第 2 号））

a 技術士（機械部門）

b 指定学科を卒業後、①高等学校（旧制実業高校を含む）5 年以上、②高等専門学校

(旧制専門学校を含む) 3年以上、③大学(旧制大学を含む) 3年以上、機械器具設置工事の実務経験を有する者 ※1

c 10年以上の機械器具設置工事の実務経験を有する者※1

②監理技術者(監理技術者資格者証を有する者(資格要件:建設業法第26条第2号(同法第15条第2号)、建設業法施行令第5条の3))

a 技術士(機械部門)

b 主任技術者資格に加え、元請けとして請負代金額4,500万円以上の当該工事で2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ※1

c 国土交通大臣認定者

※1:実務経験者は資格者証を有する必要なし

(ウ) 鋼構造物工事の主任技術者等

①主任技術者(建設業法第26条第1号(同法第7条第2号))

a 1級国家資格者(土木施工管理技士、建築施工管理技士)又は2級国家資格者(土木施工管理技士(土木)、建築施工管理技士(躯体))

b 技術士(建築部門 選択科目:鋼構造及びコンクリート)

c 1級建築士

d 技術検定(鉄工(「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)・製罐) ※1

e 基幹技能者(登録橋梁基幹技術者)

f 指定学科を卒業後、①高等学校(旧制実業高校を含む)5年以上、②高等専門学校(旧制専門学校を含む)3年以上、③大学(旧制大学を含む)3年以上、鋼構造物工事の実務経験を有する者 ※2

g 10年以上の鋼構造物工事事の実務経験を有する者※2

※1:等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成17年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

※2:実務経験者は資格者証を有する必要なし

②監理技術者(監理技術者資格者証を有する者(資格要件:建設業法第26条第2号(同法第15条第2号))

a 1級国家資格者(土木施工管理技士、建築施工管理技士)

b 技術士(建築部門 選択科目:鋼構造及びコンクリート)

c 1級建築士

d 国土交通大臣特別認定者

(エ) 入札参加者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係(申請書及び確認資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係)にあること。

イ 提出を求める技術者資料

配置予定技術者に関する技術資料は、次に従い作成すること。

(ア) 配置予定の技術者

a ア(ア)に掲げる資格があることを判断できる、配置予定技術者の資格、同種工事の経験を、別記様式3に記載すること。

なお、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなく

なったときは、落札決定までに、入札の辞退を（別記様式8）により速やかに行わなければならない。これらの行為を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

- b 技術者資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある証明の資料として、監理技術者資格証の写し又は健康保険被保険者証の写しを提出すること。

(イ) 契約書の写し等

(ア) の配置予定技術者の工事経験を証明する資料として、CORINS に登録されている工事を優先して選定する。ただし、次の内容に留意して資料を提出するものとする。

- a CORINS に登録されている場合は、登録内容確認書又は竣工時工事カルテ受領書および竣工時工事カルテの写し（別記様式3 に記載された同種工事等の要件を確認出来る部分のみ）を提出すること。
- b CORINS に登録されていない場合、登録内容確認書又は竣工時工事カルテ受領書及び竣工時工事カルテのみでは同種工事等の要件（施行規模、構造、寸法等）が証明できない場合には、契約書の写し（契約書、工事特別仕様書、契約図面等）を添付すること。
- c 配置予定技術者の工事経験については、工事に従事した者が CORINS に登録されていない場合は、従事期間中の工事内容が確認できる書類（全体実施工程表等）を合わせて添付するものとする。
- d 各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が 65 点未満のものは実績として認めないため、必ず工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- e 配置予定技術者の資格を証明する書類として、一級（二級）技術検定合格証明書、監理技術者資格者証、監理技術者資格講習修了証等を添付すること。

ウ 提出方法

(ア) 資料提出の連絡：開札後、対象者あてに速やかに連絡する。

(イ) 提出期限：開札後、別表1⑩に示す日時までに提出するものとし、修正及び再提出は認めない。また、その記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

(ウ) 提出方法：電子メールにより近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所加古川水系広域農業水利施設総合管理所（kakogawa_soukan@maff.go.jp）あてに電子ファイルを送信すること。

また、電子ファイルを送信した場合は、電話にてその旨を連絡し、着信確認を得ること。

(エ) その他：技術資料は総合評価における加算点とはしない。

(6) 本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

(7) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に「近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年9月1日付け15近総第408号（理））に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ア 「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

・該当なし

イ 「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の（ア）又は（イ）に該当する者である。

(ア) 当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、近畿農政局競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同条同項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (11) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(12) 保守サービス体制

工事完成、引渡後においても会社組織（同系列会社のサービス組織含む）に、設備・製品に対する保守サービスを行う体制が整備されていること。

6 競争参加資格の申請及び確認

(1) 本競争の参加希望者は、5（1）から（12）までに掲げる競争参加資格を有することを証明するため技術資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、申請書及び確認資料の提出者が申請書及び確認資料の提出期限の日において上記 5（2）の認定を受けていない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者も、技術資料を提出することができる。

この場合において、5（1）及び（4）から（12）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において 5（2）及び（3）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が、競争に参加するためには、開札の時において 5（2）及び（3）に掲げる事項を満たしていなければならない。

(2) 上記（1）の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとする。ただ

し、上記5（7）の指名停止については、申請書及び確認資料の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。

（3）申請書及び確認資料の提出は次のア、イ及びウによるものとする。提出期間までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに分任支出負担行為担当官が競争参加資格が無いと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。

ア 提出期間：別表1①に示す日時

イ 提出場所：〒673-0515 兵庫県三木市志染町三津田1525

近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所

加古川水系広域農業水利施設総合管理所 経理係

電話：0794-87-3321

メールアドレス：kakogawa_soukan@maff.go.jp

ウ その他

（ア）申請書及び確認資料の提出は、電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵便書留や宅配便など配達記録が残るものに限る）するものとする。

なお、提出部数は1部とする。

電子入札方式における資料の受領確認通知は、資料の受信を確認したものであり内容を確認したものではない。

（イ）電子入札方式による場合のファイル形式は以下のいずれかの形式にて作成することとし、資料の総容量を10MB以内とする。総容量が10MBを超える場合は、申請書及び確認資料のすべてを、提出期間内必着で郵送（郵便書留や宅配便など配達記録が残るものに限る）又は持参すること。郵送の際の送付先は上記（3）イの提出場所と同じ。ただし、郵送又は持参した場合でも「申請書」のみを電子入札方式により提出期間内に提出すること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・PDFファイル

Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

なお、詳細は「農林水産省電子入札運用基準標準例」（電子入札センターホームページ：<https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>）による。

（4）「申請書」は、別記様式により作成すること。

（5）5（4）施工実績及び5（5）施工経験の確認を行うにあたっては、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績をもって行う。

(6) 「確認資料」は次に従い作成すること。

作成する資料の内容は、下表のとおりとする。下表の1) 施工実績の記載事項を証明する書類として、同種工事にかかる契約書（特別仕様書、工事数量表、図面等）の写しを提出すること。なお、契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、受注者を確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、同システムの写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

また、同種工事が地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、当該工事にかかる工事成績評定通知書の写しを添付すること。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 施工実績	5（4）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を、別記様式2に記載する。
2) ワーク・ライフ・バランス等推進	ワーク・ライフ・バランス等推進にかかる認定の取得状況を確認するため、申請書に加えて、別添様式1又は様式2を提出すること。認定通知書の写しまたは行動計画届出書の写しを添付すること。（外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。）
3) 賃上げの実施を表明した企業等	<p>評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、別紙様式1の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。</p> <p>本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙様式2の1又は別紙様式2の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙様式3）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙様式4）の提出を求める。</p> <p>具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙様式3）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙様式3の「合計額」とする。</p> <p>また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙様式4）の「1 給与所得の源泉徴収</p>

	<p>票合計表 (375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。中小企業等にあつては、上記の比較すべき金額は、暦年単位の場合は別紙様式4の「支払金額」とする。</p> <p>上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士または公認会計士等の第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認した旨の書類等が提出された場合には、このことをもって上記書類による賃上げ実績の確認に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙様式5のとおりである。</p> <p>なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置開始の日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。</p> <p>共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。</p> <p>減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。</p> <p>経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。</p>									
4) 不正又は不誠実な行為等	<p>不正又は不誠実な行為等により、下表の措置対象を受けた者について、該当する対象期間に基準日が含まれる場合、減点対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="544 1576 1385 2027"> <tr> <td data-bbox="544 1576 719 1626">基準日</td> <td data-bbox="719 1576 1385 1626">競争参加資格申請書の提出期限日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1626 719 1727">措置対象</td> <td data-bbox="719 1626 1385 1727">営業停止 (国交省、都道府県知事) 指名停止、文書注意 (管内直轄)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1727 719 2027" rowspan="4">対象期間</td> <td data-bbox="719 1727 1385 1783">文書注意の場合、発出日から2ヶ月間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 1783 1385 1839">指名停止3ヶ月未満の場合、措置終了後3ヶ月間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 1839 1385 1939">指名停止3ヶ月以上6ヶ月未満の場合、措置終了後6ヶ月間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 1939 1385 2027">指名停止6ヶ月以上の場合、措置終了後12ヶ月間 営業停止 措置終了後12ヶ月間</td> </tr> </table>	基準日	競争参加資格申請書の提出期限日	措置対象	営業停止 (国交省、都道府県知事) 指名停止、文書注意 (管内直轄)	対象期間	文書注意の場合、発出日から2ヶ月間	指名停止3ヶ月未満の場合、措置終了後3ヶ月間	指名停止3ヶ月以上6ヶ月未満の場合、措置終了後6ヶ月間	指名停止6ヶ月以上の場合、措置終了後12ヶ月間 営業停止 措置終了後12ヶ月間
基準日	競争参加資格申請書の提出期限日									
措置対象	営業停止 (国交省、都道府県知事) 指名停止、文書注意 (管内直轄)									
対象期間	文書注意の場合、発出日から2ヶ月間									
	指名停止3ヶ月未満の場合、措置終了後3ヶ月間									
	指名停止3ヶ月以上6ヶ月未満の場合、措置終了後6ヶ月間									
	指名停止6ヶ月以上の場合、措置終了後12ヶ月間 営業停止 措置終了後12ヶ月間									

	<p>マイナス評価期間（上表の対象期間）中に再度措置（同一の行為により、営業停止、指名停止を措置された場合を含む）された場合は、後発の措置終了の日と比較して長期となる期間をマイナス評価期間とする。</p> <p>文書注意とは、事業所等の長から法令遵守等の違反で文書により注意があった場合とする。</p>
5) 保守サービス体制	<p>5 (12) に掲げる保守サービス体制が確立していることを判断できる資料（別記様式 11）を提出すること。</p> <p>① 営業所・支店等の保守サービス体制（会社組織（同系列会社のサービス組織も含む）の所在地及び工事現場までの距離及び時間</p> <p>② 上記所在地における保守サービスの部署名及び従事している人員等。</p>

(7) 競争参加資格の確認の結果は、別表 1 ③に示す期日までに通知するが、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、競争参加資格の確認の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知する。

(8) 上記 (7) の競争参加資格確認通知は、電子入札システム（紙入札者に対しては書面で通知）で行うこととする。

(9) 競争参加資格確認通知後に競争参加資格があると認められた者が入札を辞退または行わなかった場合、別冊入札心得に示すとおり申し出なければならない。

また、入札辞退届とは別に辞退理由を別記様式 8 により、上記 3 に記載の担当部局へ別表 1 ⑤に示す日時までに郵送若しくは持参により提出すること。

(10) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は特別な理由がない限り認めない。

オ 申請書に虚偽の記載をした場合は、申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

カ 申請書及び確認資料に関する問い合わせ先
上記 (3) イに同じ。

7 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価の基準

ア 施工体制評価点 30点

評価項目	評価基準	評価点
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質管理に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる場合	5
	その他	0
施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる場合	5
	その他	0

イ 加算点（企業評価） 30点

評価項目	評価基準	評価点
【企業評価】		
同種工事の施工経験 ※1 管内／過去10年間	入札公告及び入札説明書に記載する同種工事の施工実績を有すること。	30.0
ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号（以下「女性活躍推進法」という。））に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等） ※2(1) ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号（以下「次世代法」という。））に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業） ※2(2) ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号（以下「若者雇用促進法」という。））に基づく認定（ユースエール認定企業） ※2(3)	0.5
賃上げの実施を表明した企業等 ※3	令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給	2.0

	額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	
	令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
不正又は不誠実な行為等 管内直轄 ※1	営業停止(国交省、都道府県知事)、指名停止、 文書注意(管内直轄)の履歴有り。	-2.0

※1 評価の対象から除外する工事

企業の工事实績の評価の対象から除外する工事は、当該工事に係る取引において、当該事業者又は当該事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が行った入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)、刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)又は国家公務員法(昭和22年法律第120号)に違反した行為が認められた工事とする。

※2 ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

- (1) 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業(第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)、同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
- (2) 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業。
- (3) 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。

※3 賃上げの実施を表明した企業等

大企業又は中小企業等のどちらに該当するかは、中小企業等は法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者(ただし、同条第6項に該当する者は除く。)とし、大企業は中小企業等以外の者とする。

(2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を30点とする。

イ 「施工体制評価点」の算出方法は、上記(1)アの評価基準に応じ、施工体制(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

ウ 「加算点」の算出方法は、上記(1)イの評価項目(企業評価)について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点30点を評価点数の最高点(満点)32.5点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

{加算点=評価点数の合計値×(加算点の最高点30点/評価点数の最高点32.5点)}

エ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の

制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点+施工体制評価点+加算点} / 入札価格、以下「評価値」という）により行う。

オ 「企業評価」について複数の候補者の記載がある場合は評価の低いもので評価するものとする。

カ 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて「加算点」についても減じる措置を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、落札の条件（ア）及び（イ）を満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

(ウ) 配置予定技術者の資格要件を満たしていること。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。（別紙A参照のこと。）

8 施工体制確認のためのヒアリングの実施及び追加資料の提出

(1) 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかにヒアリングを実施する。

なお、入札参加者の申込みに係る価格（VE提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を下記（3）の資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として近畿農政局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用の項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に100分の110を乗じて得た金額をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

(2) ヒアリングに関する連絡

ヒアリングの日時・場所等詳細については、開札の後、別表 1 ⑥に示す日時までに入札参加者あてに連絡する。

なお、予定価格を超過した入札参加者には連絡は行わない。

(3) ヒアリングに関する資料

ア 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格（別紙Bを参照のこと。）に満たない者の他、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認められる事情がある者に対しては、ヒアリングのための追加資料（追加資料様式 1～様式 11）の提出を求める。（ただし、様式 11 はコスト縮減を申し出る者のみとする。）

追加資料を提出すべき旨の連絡は、上記（2）の連絡の際に併せて連絡するものとし、その提出は、別表 1 ⑦に示す日時までに行うものとする。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下の場合、必要に応じて追加資料の提出を求め施工体制を確認する場合がある。

なお、調査基準価格（別紙Bを参照のこと。）に満たないものに対しては、開札の後、速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、開札の後、追加資料の提出を行わない旨を下記により書面（別記様式 9）にて提出するものとする。なお、追加資料を提出しない理由により、不利益な取扱を受けることはない。

(ア) 提出期限：別表 1 ⑧に示す日時まで

(イ) 提出場所：上記 6（3）イに同じ

(ウ) 提出方法：原則として電子メールにて提出する。（場合によっては、持参又は郵送による提出も可。）

上記により追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする。

イ 入札参加者のうち、申し込みに係る価格が調査基準価格以上の者については、「施工体制確認票（別記様式 10）」の提出を求め、それをもってヒアリングに代えることがある。

その提出は、別表 1 ⑨に示す日時までに行うものとし、詳細については、上記（2）の連絡の際に併せて連絡する。

(4) その他

追加資料の修正及び再提出は認めない。

また、その記載内容が適正でない（未記載、未定を含む）場合は、入札を無効とする。

ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含めるものとし、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で 3 名以内とすること。上記（3）の手続きを行わずに追加資料の提出を行わない場合又はヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

ヒアリングの結果、「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて、「加算点」を減じる措置を行う。

（計算式：施工体制評価後の加算点＝審査の結果得られた施工体制評価点／30 点×加算点）

9 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（現場説明書の別紙様式5（Microsoft Excel））により提出すること。ただし、見積条件等に関する質問は除く。

ア 提出期間：別表1②に示す日時

イ 提出場所：上記3の担当部局に同じ

ウ その他：電子メールにより提出するものとし、受信確認の返信メールをもって質問を受領したこととみなす。その他の方法によるものは受け付けない。

エ 回答方法：申請書の提出期限日までに電子入札システム（紙入札者に対しては電子メール）により行う。

(2) 見積条件等に関する質問は、6（7）に示す競争参加資格の確認通知後に受け付けるものとし、提出方法は電子入札システム（紙入札者に対しては書面）により別途通知する。

10 苦情申立て

(1) 6（7）の競争参加資格の確認の結果通知により競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、通知を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所：3の担当部局に同じ

イ 提出時間：行政機関の休日を除く毎日午前9時から12時、午後1時から午後5時まで。

(2) 分任支出負担行為担当官は、前記の説明を求められたときは、説明を求める書面を受け取った日から7日（行政機関の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

11 再苦情申立て

(1) 上記10（2）の回答において、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、上記10（2）の回答書を受け取った日から7日（行政機関の休日を除く）以内に、書面により近畿農政局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

再苦情申立てについては近畿農政局入札等監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

ア 受付窓口：近畿農政局総務課監査官

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL：075-451-9166

イ 受付時間：午前9時から12時、午後1時から5時まで

(3) 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先：上記（2）に同じ

12 入札の執行

(1) 入札、開札の日時、場所及び提出方法

ア 入札（開札）日時：別表 1 ⑤に示す日時

イ 入札（開札）場所：近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所

加古川水系広域農業水利施設総合管理所 会議室

ウ 提出方法：受付期間内に電子入札方式により提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。

電子入札方式による入札の締め切りは、別表 1 ④に示す日時

紙入札方式による同締め切りは、別表 1 ⑤に示す日時とし、上記ア、イに持参により提出する。

(2) 第 1 回の入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求める。

ア 工事費内訳書の提出方法

入札参加者は、押印（電子入札方式により工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は支出負担行為担当官（分任官、代理官、及びこれらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、近畿農政局競争契約入札心得第 7 条第 11 号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(別表)

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の工事費内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書に押印が欠けている場合（電子入札方式により工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	工事費内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

(ア) 電子入札方式の場合

工事費内訳書は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした工事費内訳書作成ツールを用い、同ホームページからダウンロードした当該工事の工事費内訳書雛形データにより作成するものとする。提出は、第1回の入札時に電子入札方式により送信すること。その他の方法によるものは受け付けない。

(イ) 紙入札方式の場合

工事費内訳書は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした工事費内訳書作成ツールを用い、競争参加資格の確認通知とともに交付した資料の中の工事費内訳書雛形の様式で作成するものとし、第1回の入札時に提出（CD-R+紙）すること。その他の方法によるものは受け付けない。

イ 工事費内訳書は、返却しない。

また、工事費内訳書を、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(3) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。

ア 入札方法

原則として電子入札方式で行う。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

また、紙入札方式の承諾を得た場合において持参による入札を認める。

郵送又はFAXによる入札は、認めない。

入札書を持参する場合は、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状も持参すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札方式、紙入札方式により混雑する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。再開処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば発注者から連絡する。

(4) 同一技術者を複数工事に配置した場合の落札決定について

施工体制確認型総合評価落札方式及び特別重点調査の対象工事においては、入札後に施工体制及び特別重点調査のヒアリングを経て落札者決定を行うこととなり、同一の技術者を重複して複数工事に配置予定している場合の落札者の決定等については、次により行う。

ア 入札後のヒアリングに伴う入札保留期間中に別件工事の入札参加は認める。

イ 最初に落札者となった工事（開札状況等により開札順とならない場合がある。）と契約締

結する。

ウ それ以降の工事については、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札無効及び入札辞退とする。(入札済みのものは発注者側にて入札無効として扱い、入札前のもは入札参加者より入札辞退を行う。ただし、入札済みでかつ近畿農政局管内直轄工事以外の工事を受注したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合はその旨発注者側に申し出るものとする。なお、入札辞退を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うものとする。)

13 入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて上記5に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付。

額は請負代金額の10分の1以上(保管金の取扱店 日本銀行神戸中央代理店)

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証。(取扱官庁 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所加古川水系広域農業水利施設総合管理所)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

15 支払条件

別冊契約書(案)のとおり

16 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 手続における交渉の有無 無。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

(5) 配置予定技術者の専任期間

配置予定技術者の専任（専任要否含む）にあつては、建設業法第二十六条第一項、第二項及び政令第二十七条第一項の定めによるものとする。専任で配置する場合の配置予定技術者の工事現場への専任期間は契約工期を基本とするが、次に掲げる期間については配置予定技術者の工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは打合せ簿等の書面により明確にするものとする。

なお、製作段階と据付段階で異なる配置予定技術者を配置できるが、工場製作を担当した者は、現場据付においても支援協力するものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査、かんがい期の通水等により、工事を全面的に一時中止している期間。

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。また、工事の工場製作過程においても工事全般を適正に施工するため監理技術者等がこれを監理する必要があるが、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

エ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(6) 現場説明会は実施しない。現場説明会に代わる書類として必要なものは、競争参加資格の確認通知日以降に併せて以下により交付するので、入札参加者は交付を受けたうえで入札に参加するものとする。

ア 電子入札方式の場合

電子入札方式により交付する。

イ 紙入札方式の場合

紙入札者に対しては、競争参加資格の確認通知と併せて郵送により交付する。

(7) 入札参加者は、別冊近畿農政局入札心得及び別冊契約書（案）を熟読し、近畿農政局入札心得を遵守すること。

- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約による締結する予定の有無 無
- (9) 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。
低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 契約締結後のVE提案
契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案（以下「VE提案」という。）することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。
- (11) VE提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- (12) 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもVE提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3に同じ。
- (14) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加
5（2）に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も、上記6により申請書、確認資料及び入札時の技術提案を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。
- (15) 電子入札について
ア 本工事は、原則として電子入札方式により技術資料の提出・受領に関わる確認及び入札を行うが、手続当初から電子入札方式によりがたい場合には、事前に発注者の承諾を得て紙入札方式に変えることができるものとする。（別記様式5によるものとする。）
イ 電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。（別記様式6によるものとする。）
ウ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
電子入札方式に係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（電子入札センターホームページ：<https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>）による。

(16) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

開札の結果、低入札価格調査（別紙Aを参照のこと）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日付け18農振第177号 農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

ア 監督体制の強化等

（ア）施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請する場合がある。

さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成26年3月28日付け事務連絡 農村振興局整備部設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検することがある。

（イ）下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通告をしないで点検することがある。

(17) 低入札価格調査対象工事に係る対策について

ア 対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日 18農振第177号 農村振興局整備部長名）で示す以下の（ア）～（ウ）の段階において、監督職員が文書により受注業者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。

（ア）施工確認段階

（イ）施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

（ウ）下請け契約状況調査段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

イ 上記アに示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において近畿農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減点する。

（総合評価落札方式の場合）

1年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

（公募型指名競争入札等の場合）

1年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定（最大3点）を3点マイナスする。

ウ 上記アに示す文書指示の回数が2回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、近畿農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

エ 対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、上記イと同様の措置を講ずる。

(18) 低入札工事に対して、下請け業者との契約状況、下請け代金の支払い状況等改善が必要と認められる場合には、必要に応じ関係機関へ通報するとともに、関係機関と連携して対策を講ずることがある。

(19) 当該手続き等についての問い合わせ先

ア 当該手続き等についての問い合わせ先

上記3に同じ

イ 電子入札システムについての問い合わせ先

農林水産省 電子入札ヘルプデスク

TEL:048-254-6031 (代表) FAX:048-254-6041

質問のメールを送信する際には、会社名(機関名)、部署名、役職、氏名、連絡先を記入すること。Email: help@maff-ebic.go.jp

(20) 営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者の重複確認について

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

なお、営業所の専任技術者が当該工事の技術者を兼任する場合には、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあることを確認するための資料の提出を求める場合がある。

(21) 工事の施工効率向上対策について

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策(農水省WEBサイト <http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html> を参照)」を十分に理解のうえ、対応するものとする。

ア 工事円滑化会議

工事着手時および新工種発生時等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る。

イ 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、受注者と発注者が高いレベルで確認する。

ウ 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて受注者と発注者が対応方針の協議・確認を行う。

(22) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

ア 受注者は、下請契約を締結する工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者

を下請負人としない。

イ 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合又は特別の事情があると認められたにもかかわらず、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講ずるものとする。

(ア) 近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

(イ) 近畿農政局工事成績等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。

(ウ) 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。

ウ イに掲げる下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合、かつ、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講ずるものとする。

(ア) 近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

(イ) 近畿農政局工事成績等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。

(ウ) 当該社会保険等未加入業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の5に相当する額を発注者に支払わなければならない。

(23) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページをご覧ください。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
- 3 本工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「**施設機械工事共通仕様書**」及び近畿農政局農村振興部制定「**近畿農政局施設機械工事共通事項書**】に基づき実施するものとします。

「**近畿農政局施設機械工事共通事項書**」は、近畿農政局ホームページに掲載しておりますので、以下の URL から入手して頂きますようお願いいたします。

近畿農政局土木工事共通事項書 掲載 URL

https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html

別表 1 本入札手続きに係る期間等

①	申請書及び確認資料の提出期限	令和 7 年 6 月 10 日（火）から令和 7 年 6 月 18 日（水）まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。
②	入札説明書に対する質問の受領期間	令和 7 年 6 月 10 日（火）から令和 7 年 6 月 18 日（水）まで。 持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。
③	競争参加資格の確認結果の通知日	令和 7 年 6 月 20 日（金）まで
④	電子入札方式による入札の締め切り	令和 7 年 7 月 1 日（火）午後 5 時
⑤	入札（開札）日時 紙入札による入札の締め切り	令和 7 年 7 月 2 日（水）午前 10 時 00 分
⑥	施工体制確認のためのヒアリング等の連絡日	令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時まで
⑦	施工体制確認のための追加資料提出の期限日	令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時まで
⑧	施工体制確認のための追加資料の提出を行わない旨の書面提出期限日	令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時まで
⑨	施工体制確認票の提出期限日	令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時まで
⑩	技術者資料の提出期限日	令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時まで

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 条）第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。

[別 紙 A]

予算決算及び会計令第 86 条の調査について

1 調査基準価格以下の者に対する調査

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格（別紙Bを参照のこと）に満たない者に対しては、調査のための追加資料（様式－1～12）の提出を求める。

なお、入札参加者の申込みに係る価格が「2 特別重点調査」の（1）に該当する場合は、コスト縮減金額によらず調査を特に重点的に行う。

2 特別重点調査

- （1）本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対して行う。

費目	機器単体費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
率	81%	90%	80%	80%	30%
	製作工事価格	据付工事価格			

- （2）この場合には、上記1において提出を求める追加資料（様式－1～12）に変えて、特別重点調査のための追加資料（重点調査様式1～様式16）及び添付資料の提出を求める。
- （3）入札参加者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約の内容に適合した履行がされないと認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該入札参加者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。
- なお、当該入札参加者は、前記資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類を併せて提出できる。
- （4）上記（2）の重点調査追加資料等の受領後、速やかに入札参加者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）からヒアリングを行い、入札参加者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。なお、ヒアリングの日時及び場所は対象となる者に追って通知する。
- （5）重点調査追加資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、重点調査追加資料等及び事情聴取の内容により、分任支出負担行為担当官が必要と認め、入札参加者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付資料を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。なお、教示を踏まえた重点調査追加資料等の再提出は、原則として1回に限る。
- （6）入札参加者が虚偽の資料提出もしくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は（8）

に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）、分任支出負担行為担当官は、次に掲げる措置を講じるものとする

ア 当該工事の成績評定に厳格に反映する。

イ 過去5年以内に上記アの措置を受けたことがあるなど、悪質性が高い者に対しては、指名停止等措置要領の別表第2により指名停止を行う。

(7) 重点調査追加資料様式14（誓約書）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報その他特別重点調査で提出のあった資料を建設業許可部局に対し通報するとともに、その者に関する情報、見積りによる施工費用の額等を近畿農政局ホームページにおいて公表する。なお、特別重点調査の結果を公表する場合がある。

(8) 特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じる。

ア 「工事現場等における施工体制の点検要領の制定について」（平成13年4月27日付け13経第180号大臣官房経理課長通知）の5（4）により行う施工体制台帳の点検の前段として、施工体制台帳提出時にその施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに施工体制台帳の記載内容が特別重点調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

イ 土木工事等共通仕様書等に基づき提出させる施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

(9) 特別重点調査は、最低の価格をもって入札した者のほか、(1)の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。

(10) 上記(2)の追加資料を提出期限までに提出しない場合又は(4)のヒアリングに応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札に関する条件に違反するものとして入札を無効とする。

(11) 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式14による誓約書など関係情報の通報を行う。

3 調査基準価格以上の者に対する調査

上記1及び2以外の入札参加者についても、ヒアリングのための追加資料の提出を求めることがある。

4 追加資料様式

様式-1	当該価格で入札した理由
様式-2	入札金額の積算内訳
様式-3	手持ち工事の状況
様式-4	配置予定技術者名簿

様式－5	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
様式－6	手持ち資材の状況
様式－7	資材購入先一覧表
様式－8	手持ち機械の状況
様式－9	労務者の確保計画
様式－10	工種別労務者配置計画
様式－11	経営内容
様式－12	建設副産物の搬出地

5 重点調査様式

様式1	当該価格で入札した理由
様式2－1	積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
様式2－2	内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②
様式2－3	一般管理費等の内訳書
様式3	下請予定業者等一覧表
様式4	配置予定技術者名簿
様式5－1	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）
様式5－2	手持ち工事の状況（対象工事関連）
様式6	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式7－1	手持ち資材の状況
様式7－2	資材購入予定先一覧
様式8－1	手持ち機械の状況
様式8－2	機械リース元一覧
様式9－1	労務者の確保計画
様式9－2	工種別労務者配置計画
様式10	建設副産物の搬出地
様式11	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式12－1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式12－2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式12－3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式13－1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式13－2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式13－3	安全衛生管理体制（仮設設置計画）
様式13－4	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
様式14	誓約書
様式15	施工体制台帳
様式16	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

6 その他

上記4及び5の調査様式については、近畿農政局ホームページの「予算決算及び会計令第86条の調査のための追加資料様式（入札価格が調査基準価格未満の者）」、「特別重点調査のための追加資料様式（特別重点調査に該当する者）」（<https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>）に掲示している。

[別 紙 B]

施工体制確認のための追加資料等について

1 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の(1)～(4)に掲げる額に、100分の110を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

本工事における直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費は、「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）」の以下に該当する。

- ア 「直接工事費」＝「直接製作費」＋「直接工事費」
- イ 「共通仮設費」＝「間接労務費」＋「共通仮設費」
- ウ 「現場管理費」＝「工場管理費」＋「現場管理費」＋「据付間接費」＋「設計技術費」
- エ 「一般管理費」＝「一般管理費」

2 ヒアリングのための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格に満たないときは、様式1～様式11までのすべての提出を求めるものとする。

なお、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下の場合には、必要に応じて追加資料の提出を求め、施工体制を確認する場合がある。

また、VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合については、様式11によりコスト縮減額の算定根拠を提出するものとし、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

[追加資料様式]

様式1	施工体制台帳
様式2	資材購入予定先一覧
様式3	機械リース元一覧
様式4-1	労務者の確保計画
様式4-2	工種別労務者配置計画
様式5	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式6	配置予定技術者名簿

様式 7-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式 7-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式 7-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式 8-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式 8-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式 9	建設副産物の搬出地
様式 10	下請予定業者等一覧表
様式 11	VE提案等によるコスト縮減額調書

施工体制確認のための追加資料様式（様式 1～11）は、近畿農政局ホームページの「施工体制確認のための追加資料様式（入札価格が調査基準価格未満の者）」（<https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>）に掲示している。

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書（施工計画等）、本文 8 の施工体制確認のためのヒアリング、上記 2 の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、追加資料の提出を求められた者が上記 2 の追加資料様式 1～様式 11 まで提出しない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に、直接工事費

については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に100分の110を乗じて得た金額をいう。)に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

- ア 建設副産物の受け入れの対応を確実に行うことが可能と認められるか(様式9)
- イ 安全確保の体制が構築されると認められるか(様式8-1~8-2)
- ウ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか(様式7-1~7-3)

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

- ア 下請会社、担当工種等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。(様式1、10)
- イ 提出された施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。(様式2~5)
- ウ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか。(様式6)